

### 職員募集

#### 町職員（行政職）

- ◇試験区分・採用予定人員  
初級（高校卒業程度）：若干名
- ◇受験資格 昭和61年4月2日から平成4年4月1日まで生まれた者で、高等学校を卒業した者または卒業見込みの者並びに高等学校卒業程度の学力を有すると認められる者
- ◇試験日及び会場  
第1次試験 9月20日（日）午前10時から（受付：午前9時から）  
仙台市青葉区上杉1丁目2-3 宮城県自治会館
- 第2次試験 10月下旬または11月上旬（第1次試験合格者に通知）
- ◇受付期間 7月1日（水）から8月17日（月）まで
- ※平日の午前8時30分から午後5時15分までの受付。郵送申込みの場合は当日必着
- ◇採用予定年月日  
平成22年4月1日

#### 町職員（公立志津川病院勤務）

- ◇職種・採用予定人員  
看護師：若干名  
薬剤師：1名  
作業療法士：1名  
臨床検査技師：1名
- ◇受験資格 昭和49年4月2日以降（臨床検査技師は昭和44年4月2日以降）に生まれた者で、募集する各種職種の免許を有する者若しくは免許の取得が見込まれる者
- ◇試験日及び会場  
9月7日（月）午後1時30分  
公立志津川病院
- ◇試験の内容 作文・面接
- ◇受付期間 7月1日（水）から8月28日（金）まで
- ※平日の午前8時30分から午後5時15分までの受付。郵送申込みの場合は当日必着
- ◇採用予定年月日  
平成22年4月1日
- ◇町職員募集に関する申し込み・問い合わせは  
〒986-0792  
南三陸町志津川字塩入77  
南三陸町総務課人事係  
☎46-1370

#### 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合 消防職員（初級）

- ◇職種・採用予定人員  
消防士：若干名  
救急救命士：若干名
- ◇受験資格 昭和63年4月2日から平成4年4月1日まで生まれた者、高校卒業程度の学力を有する者または卒業見込みの者で、色力正常、両眼とも裸眼視力0.7以上または矯正視力が1.0以上、聴力正常、職務遂行に支障がなく健康である者。
- ※受験資格についての詳細は問い合わせください。
- ◇申込方法 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合事務局、気仙沼市、本吉町、南三陸町の各総務課に備え付けの用紙で申し込みください。
- ◇試験日及び会場  
（第1次試験）9月20日（日）午前9時から  
気仙沼・本吉広域防災センター
- ※第2次試験は第1次試験合格者に対して通知します。
- ◇試験科目  
第1次試験 教養試験、適性検査、体力測定（6種目）

### 町民バスと乗合タクシーの運行ダイヤ改正

7月1日から町民バスと乗合タクシーの一部路線で運行ダイヤの改正と町民バスの回数乗車券の販売を開始します。

#### 運行ダイヤを改正する路線

志津川歌津線（町民バス）・伊里前弘川線（町民バス・乗合タクシー）・歌津浜通り線（町民バス・乗合タクシー）・志津川神割線（乗合タクシー）  
※志津川神割線については、本浜から路線を延長し「荒島」と「大森」に新たにバス停を設置し、上下一往復運行します。  
※新たな運行ダイヤ表は各家庭に配布します。

#### 回数乗車券

町民バスの回数乗車券の販売を開始します。利用できる路線は、「志津川歌津線」「伊里前弘川線」「歌津浜通り線」「伊里前葦の浜線」で、料金ごとに11枚綴りで10回分の利用料金で購入することができます。回数乗車券は、役場企画課と歌津総合支所町民福祉課で販売します。

問い合わせ 企画課企画政策係 ☎46-1371

- 第2次試験 作文試験、人物試験、身体検査
- ◇受付期間 7月1日（水）から8月17日（月）まで
- ◇採用予定年月日  
平成22年4月1日

- ◇申し込み・問い合わせ  
〒988-0104  
気仙沼市赤岩五駄鱈43-2  
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合事務局 ☎22-911

## 申請期限は9月24日(木)までです。 定額給付金の申請は お済みですか？



町では、3月27日から定額給付金の支給を開始し、これまで97パーセントの世帯が申請を済ませ、給付を受けています。

申請期限は9月24日（木）までです。

期限までに申請をしないと給付を受けることができませんので、まだ申請していない方はお早めに申請してください。

◇申請先 企画課または歌津総合支所地域生活課

◇申請方法 申請書と身分証

明書の写し、振込先口座通帳の写しを持参のうえ申請してください。

### 定額給付金を装った詐欺にご注意を！

町の職員が、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いしたり、手数料などの振り込みを依頼することは絶対ありません。

不審な電話などがあつた場合は、すぐに警察署や役場に連絡してください。

#### なぜなにシリーズ④

### エコのコツ

今月は、家電リサイクル法の対象機器製品である家電4品目の処理方法についてお知らせいたします。なぜなにシリーズは、ごみの減量と3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進に努めるとともに、限りある資源を大切に使い、身近なところから環境全般についてみんなで考えるシリーズです。

#### ○家電4品目の処理方法

家電4品目を廃棄する時は、家電小売店に引き取ってもらう方法と、事前に郵便局でリサイクル料金を振り込み、リサイクル券を持って指定取引所へ直接持ち込む方法があります。

なお、家電小売店が引き取る場合は、メーカーのリサイクル料金と、家電小売店が回収するための運搬料金が消費者の負担になります。

#### 【処理の流れ】



※家電4品目：家庭用エアコン・テレビ（ブラウン管方式、プラズマ式、液晶式）・電気冷蔵庫（冷凍庫含む）・電気洗濯機（衣類乾燥機含む）

※リサイクル料金については、製品名・大きさ・製造メーカーにより異なりますので、家電リサイクル券センターまたは指定取引所にお問い合わせください。

○家電リサイクル券センター ☎0120-319640

○指定取引所 登米市 高田商店 ☎0220-22-3642

石巻市 齊武商店 ☎0225-93-5111

石巻市 日本通運 ☎0225-95-2111

気仙沼市 日本通運 ☎0226-22-6901

※廃棄物全般や環境について、このコーナーで取り上げてもらいたいことがありましたら、環境対策課までご連絡ください。

◇問い合わせ 環境対策課 ☎46-5528 FAX46-5529 Eメール s-kanri@town.minamisanriku.miyagi.jp